

【表紙】

| | |
|-------------------|------------------------------|
| 【提出書類】 | 有価証券報告書の訂正報告書 |
| 【根拠条文】 | 金融商品取引法第24条の2第1項 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 平成20年9月2日 |
| 【事業年度】 | 第11期（自平成19年4月1日至平成20年3月31日） |
| 【会社名】 | ディー・ブレイン証券株式会社 |
| 【英訳名】 | D.Brain Securities Co., Ltd. |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役会長兼社長 出 縄 良 人 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都中央区日本橋茅場町一丁目9番2号 |
| 【電話番号】 | 03(5645)8808(代表) |
| 【事務連絡者氏名】 | 取締役業務管理本部長兼総務部長 志 村 実 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都中央区日本橋茅場町一丁目9番2号 |
| 【電話番号】 | 03(5645)8808(代表) |
| 【事務連絡者氏名】 | 取締役業務管理本部長兼総務部長 志 村 実 |
| 【縦覧に供する場所】 | 該当事項はありません。 |

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成20年6月25日に提出いたしました第11期（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第2 事業の状況

4 事業等のリスク

4. その他

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

3 【訂正箇所】

訂正箇所は__を付して表示しております。

第一部 【企業情報】

第2 【事業の状況】

4 【事業等のリスク】

4. その他

(訂正前)

(1) <省略>

(2) 自己資本規制比率について

金融商品取引業者は金融商品取引法及び金融商品取引業者等に関する内閣府令に基づき、一定の自己資本規制比率の維持が求められております。

当社の平成20年3月末現在の当該比率は280.6%であります。当該比率が120%を下回る場合には、金融庁は金融商品取引業者に対して監督命令を発することができることとされております。さらに、当該比率が100%を下回った場合には、3ヶ月以内の期間を定めて業務の全部又は一部の停止を求めることができ、かつ、当該比率の回復が見込めないと認められる場合には、金融商品取引業者の登録を取り消すことができるとされております。そのため、当該比率が低下した場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(訂正後)

(1) <省略>

(2) 自己資本規制比率について

金融商品取引業者は金融商品取引法及び金融商品取引業者等に関する内閣府令に基づき、一定の自己資本規制比率の維持が求められております。

当社の平成20年3月末現在の当該比率は281.4%であります。当該比率が120%を下回る場合には、金融庁は金融商品取引業者に対して監督命令を発することができることとされております。さらに、当該比率が100%を下回った場合には、3ヶ月以内の期間を定めて業務の全部又は一部の停止を求めることができ、かつ、当該比率の回復が見込めないと認められる場合には、金融商品取引業者の登録を取り消すことができるとされております。そのため、当該比率が低下した場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

第4 【提出会社の状況】

6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

(1)～(9) <省略>

(10)取締役の選任及び解任の決議要件 <省略>

(11) <省略>

(12)株主総会の特別決議要件 <省略>

(13) 取締役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨定款に定めております。

(14) 監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨定款に定めております。

(訂正後)

(1)～(9) <省略>

(10)取締役の選任の決議要件 <省略>

(11) <省略>

(12) 中間配当の決定機関

当社は、会社法第454条第5項に定める中間配当の事項について、取締役会の決議により毎年9月30日を基準日として行うことができる旨定款に定めております。これは、中間配当を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

(13)株主総会の特別決議要件 <省略>

(14) 取締役の責任免除

当社は、取締役が職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮することができるよう、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者

を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨定款に定めております。

(15)監査役の責任免除

当社は、監査役が職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮することができるよう、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨定款に定めております。